

第 1 4 6 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

開催日時	平成 2 0 年 6 月 2 4 日 午後 1 時 3 0 分 ~
場 所	群馬県庁 7 階審議会室

第146回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成20年6月24日 午後1時30分～
- 2 場 所 群馬県庁7階審議会室
- 3 出席委員 高橋伸二 長谷川浩子 原田寛明 田口佐知雄 小山洋
北橋建治(代理 真田晃宏) 藤原昌宏(代理 勝本光久)
安原敬裕(代理 都丸典幸) 荒木喜一郎(代理 久保浩昭)
木村毅(代理 小竹稔) 折田康徳(代理 林弘)
針ヶ谷照夫
田島雄一 久保田順一郎 岩井均 岩上憲司 後藤克己
金井康夫
- 4 欠席委員 藤生洋子 松浦幸雄 狩野浩志 高橋正
- 5 事務局幹事出席者
(都市計画課)重田課長 高畑次長 高橋次長
(建築住宅課)清水次長
- 6 補助説明者等
高崎市建築指導課
桐生市建築指導課
館林市建築課
- 7 議案
第1号議案 伊勢崎都市計画道路(3・2・1号上武国道ほか10路線)の変更に
ついて
第2号議案 伊勢崎都市計画道路(3・4・63号米岡上武士線ほか4路線)の変
更について
第3号議案 高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第4号議案 新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第5号議案 館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第146回群馬県都市計画審議会 議事概要

(事務局)

大変お待たせいたしました。ただいまから第146回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は群馬県県土整備部都市計画課長の重田と申します。

始めに、県ではクールビズということで、県議会もなんですが軽装で参加させていただいています。冷房が入っているようですが、適宜上着を外していただいて結構だと思いますので、よろしくお願い致します。

ではまず、委員の出欠状況についてご報告いたします。

本日出席をお願いいたしました委員の皆様は22名でございます。現在15名の委員の方が参加していただいております。3名の方が若干遅れるという連絡をいただきました。そうすると出席者が18名になります。群馬県都市計画審議会条例第5条1項の定足数は、2分の1以上ということでありますので、現在の状況でも定足数を達成しております。

尚、前回の審議会以降8名の委員に異動がございましたので、事務局からご報告致します。

(事務局)

それでは新委員につきまして、役職及び氏名のみご紹介させていただきます。

群馬大学大学院医学研究科教授であります小山洋委員です。関東財務局前橋財務事務所長であります木村毅委員です。群馬県議会議員であります田島雄一委員ですが、本日は遅れるという連絡をいただいております。同じく群馬県議会議員であります久保田順一郎委員です。同じく群馬県議会議員であります岩井均委員です。岩井委員も本日遅れるという連絡をいただいております。同じく群馬県議会議員であります狩野浩志委員ですが、本日欠席となります。同じく群馬県議会議員であります岩上憲司委員です。同じく群馬県議会議員であります後藤克己委員です。群馬県市議会議長会長であり、沼田市議会議長であります金井康夫委員です。

(事務局)

それでは開会に当たりまして、高橋会長からごあいさつをお願いいたします。

(会長)

本日は第146回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはお忙しい中をお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の議案はお手元に差し上げておりますように5件でございますが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2人を指名させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

原田委員さんに小山委員さん、よろしくお願い致します。

それでは、座らせていただいて、議事を進めさせていただきます。よろしくお願い致します。

(議長)

第1号並びに第2号議案は関連する議案でございますので一括上程、第3号議案から第5号議案までそれぞれ単独上程としたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議案の説明は幹事からいたしますが、必要に応じて関係市町村から補足説明をさせていただきますので、ご了承頂きたいと思っております。

審議に入ります前に本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてご検討をお願いした

いと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。本日上程のいずれの議案につきましても、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたしました。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づきまして、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

只今のような説明でございますが、傍聴を認めることでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声。)

ありがとうございます。

それでは、いずれの議案についても傍聴を認めることといたします。

事務局は傍聴者を入場させてください。

(「傍聴者入場」)

(議長)

それでは、傍聴者について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が1名、報道関係者が1名でございます。

(議長)

傍聴者の皆様に先程、事務局からお配りしました傍聴要綱これをよく読んで遵守してください。尚、傍聴要領に反する行為をされた場合には、退場して頂きます。

報道の方につきましては、ただいまより写真の撮影を許可いたしますので、どうぞお撮り下さい。

第1号議案「伊勢崎都市計画道路(3・2・1号上武国道ほか10路線)の変更について」

第2号議案「伊勢崎都市計画道路(3・4・63号米岡上武士線ほか4路線)の変更について」

(議長)

それでは、ただいまから議案の審議を行いたいと思います。

第1号議案「伊勢崎都市計画道路(3・2・1号上武国道ほか10路線)の変更について」及び第2号議案「伊勢崎都市計画道路(3・4・63号米岡上武士線ほか4路線)の変更について」を上程いたします。

事務局から議案の説明をしてください。

(事務局)

私、都市計画課次長の高畑と申します。よろしくお願い致します。

第1号議案及び第2号議案を併せてご説明申し上げます。お手元の議案書で、第1号議案は1ページから3ページ、第2号議案は4ページから5ページでございます。

A 3 判の議案添付図面、大きなものですが、表紙より 3 枚目の図 - 1 から図 - 8 までが本議案の図面となっております。

前面にこの議案添付図面と同じ図面を映しながら、ご説明申し上げます。

今回の変更の概要は、都市計画道路 16 路線のうち、幅員、交差点等の形状変更路線が、3 路線、その他 13 路線は、既決定の都市計画道路の車線数をそのまま定めるものでございます。

添付図面の図 1 をご覧になってください。これは伊勢崎都市計画の総括図でございます。中心部このあたりが中心市街地となっております。

市街地の北を東西に貫いている道路、着色してございますが、今年 3 月に太田まで開通した北関東自動車道です。西が高崎で、東が太田でございます。

市街地北東側を北西から南東に貫いておりますこの青く着色してある道路は、地域高規格道路として整備された一般国道 17 号上武道路でございます。前橋と熊谷を結ぶ幹線道路でございます。

市街地南部を東西に延びているこの道路が、一般国道 354 号バイパスとして整備されております東毛広域幹線道路でございます。上越長野新幹線高崎駅東口と東北縦貫自動車道館林 IC を結ぶ幹線道路でございます。

今回変更案件は、旧境都市計画区域内の都市計画道路でございます。

第 1 号議案 伊勢崎都市計画道路 3・2・1 号上武国道ほか 10 路線の変更と第 2 号議案 3・4・6 3 号米岡上武士線ほか 4 路線の変更において、変更する路線について着色してございます。

赤色で着色してあります部分は、今回変更のある路線で線形、幅員の変更を行う部分でございます。

前後ピンク色で着色してあります部分は、今回変更のある路線で具体的変更を行わない部分でございます。

青色で着色している路線は、今回、車線の数のみを定める路線となっております。

車線の数については、平成 10 年都市計画法の政令、省令の改正により、従前幅員を定めていたものに加え、新たに車線の数を定めることとなったものでございます。

車線数は、具体的な変更があった場合に、それに併せ定めることとなっていたため、今回、旧境都市計画区域内の各路線について定めるものでございます。

旧境都市計画は、市町村合併に伴い、平成 20 年 2 月に旧伊勢崎都市計画区域と統合し、新たに伊勢崎都市計画区域となりました。

旧伊勢崎都市計画区域につきましては、既に平成 13 年に車線の数を定めております。

なお、同時に市町村合併した東都市計画区域と赤堀都市計画区域については、まだ統合されておられません。

それでは、次のページ図 - 2 をお願い致します。図 - 2 は先ほどの総括図について、今回、具体的な変更を伴います部分を拡大した図となっております。

1 つ目は、第 1 号議案「3・2・2 号南部幹線」でございます。

本路線は、一般国道 354 号バイパス東毛広域幹線道路に位置づけられた路線でございます。

変更点は、後ほどご説明致しますが、線形と幅員の変更を行うものでございます。

2 つ目は、第 1 号議案「3・4・6 2 号境中央通り線」です。

今回の南部幹線の変更に併せ、交差するこの境中央通り線について、交差点部を変更するものでございます。

3 つ目は、第 2 号議案「3・4・6 3 号米岡上武士線」でございます。今回の南部幹線の線形変更に伴い、南部幹線との接続する位置に変更があったため、その終点を移動する内容となっております。

次に変更の内容についてご説明申し上げます。

次のページ図 - 3 をお願いいたします。図 - 3 は南部幹線の変更部分起点側でございます。左が高崎方面、右が館林方面でございます。赤色が変更後の道路の位置を示しておりまして、黄色が変更前の既決定の位置を示しております。図面でご確認いただけますとおり、南部幹線は既決定に比べ、北側に移動するように変更するものでございます。

それでは次のページ図 - 4 をお願いいたします。図 - 4 は、南部幹線の変更部分終点側でございます。先程と同じく左側が高崎方面、右側が館林方面でございます。図中央の太い線は、東武伊勢崎線でございます。南部幹線は、この東武伊勢崎線の交差点において、幅員の縮小変更を行います。境中央通り線は、南部幹線との交差点、境木島交差点において、交差角の変更を行います。米岡上武士線については、南部幹線の変更に伴い、終点部の変更を行います。変更するに至る理由につきましては、後ほどご説明いたしますが、まず、変更いたします路線の横断構成をご説明いたします。

次のページ図 - 5 をお願いいたします。図 - 5 の左側は、南部幹線の標準横断図です。南部幹線は、高崎駅東口を起点とし、館林インターチェンジを經由して板倉町に至る延長 5.68 km の東毛広域幹線道路の一部でございます。そのため、県内の主要都市を結ぶ主要幹線であることから、一般部の幅員は 25 m とし、4 車線で計画されております。今回、東武鉄道跨線橋部では、車道部のみ高架とすることにより、既決定より幅員を縮減するものでございます。交差点の横断構成は一番下、資料の一番下に載っております。

次に右側を見ていただきたいと思います。右側上段は、境中央通り線の標準横断図でございます。境中央通り線は、主要地方道伊勢崎深谷線に都市計画決定をしており、境市街地の中央を通り、骨格となる路線でございます。一般部の幅員は 16 m とし、2 車線で計画されております。右下の部分にございますのが、米岡上武士線の標準横断図でございます。米岡上武士線は、境市街地を南にバイパスし、上武大橋方面に抜ける新設路線でございます。一般部の幅員は 16 m とし、2 車線の計画でございます。

それでは、次のページ図 - 6 をお願いいたします。それでは、今回の変更を必要とする理由についてご説明いたします。図 - 6 の左上は、南部幹線の線形変更部でございます。赤線は、今回変更する道路上幅を示しています。黄色は変更前のものでございます。その下にある青線は東京電力の送電線となっております。また北西から南東に流れておりますのが一級河川粕川でございます。黄色実線で示している既決定は、送電線に沿うように昭和 53 年 3 月に計画決定されました。今回、この粕川を渡河する橋梁の検討により、橋梁渡河部の盛土区間と送電線、送電線鉄塔の位置関係から、橋台施工時の掘削や盛土が送電線あるいは送電線鉄塔に影響するため、影響しない範囲まで北にシフトするものです。

すぐ下の部分は変更後の工事平面図を示しています。変更後においては、送電線等に影響がないようになっております。

その下 2.1 跨線橋部平面図というのがございます。これは南部幹線の東武鉄道との跨線橋部の平面図でございます。今回変更する内容は、跨線橋部を車道のみとすることにより幅員を縮小変更するものでございます。歩道部につきましては、跨線橋部に既設の市道踏切がございますので市道踏切に平面で接続致します。この跨線橋交差点は、境中央通り線との交差点である境木島交差点と距離が短く、歩道部も立体交差とすると、かなり急勾配とならざるを得ない状況となっております。さらに、道路の構造等を規定する道路構造令、自転車道等の設計基準に規定する縦断勾配が確保できない状況になっておりまして、既存の市道に接続することにより自転車、歩行者を案内することとしたものです。これにより、安全に自転車、歩行者の動線の確保、併せて跨線橋部の橋梁面積の縮小から、コスト縮減にもつながると考えております。

図 - 6 の右上 2.2 跨線橋部についてでございます。図 - 6 の右上は跨線橋部の歩行者のルートでございまして、跨道橋のアプローチ部分の盛土の両側に副道を設置し、既存の市道に接続するものです。自転車歩行者の動線を赤色の実線で示しております。

図 - 6 の右下 3、交差点部（木島交差点）についてでございます。南部幹線と境中央通

り線とが交差する境木島交差点でございまして、黄色の実線で示しておりますのが変更前のもの、赤実線で示してあるのが変更後のものです。変更前の線形は、主要地方道伊勢崎深谷線の現道に沿った形状をしておりました。そのため、交差角が44度と、小さな角度で交わっておりました。道路の構造等を規定する道路構造令では、60度以上となるように計画することとしており、今回見直すものでございます。変更後は、赤線で示しておりますが、交差角は60度となり、より望ましい交差角となっております。

以上のとおり、今回は線形の変更、跨線橋部の幅員及び交差点部の3点の変更を行うものでございます。

それでは、次のページ図-7をお願い致します。

図-7左側からでございますが、車線の数を決める路線の標準横断面図でございます。先程申し上げました通り、平成10年度の都市計画法政省令の改正により、都市計画道路に車線の数を決めることとなりました。車線の数を決める時期としては、都市計画道路の具体的な変更に合わせて決定することとしており、今回の変更に合わせて決定するものでございます。旧境区域の都市計画道路は、車線の数が決まっておりましたので、今回3路線の具体的な変更に合わせて車線の数を決めるものでございます。

図-7は、3・2・1号上武国道から番号の若い順に8路線の標準横断面図、幅員及び車線数を示してあります。

次のページ図-8をご覧ください。図-7と同様、車線の数を決める路線の標準横断面図でございます。3・4・67号下湊名木島線から番号の若い順に8路線の標準横断面図、幅員及び車線数を示してございます。各路線の既決定の幅員からそれぞれの車線の数を決めております。

以上が、第1号議案及び第2号議案の変更の内容となっております。

この都市計画案について、公聴会を本年3月19日に、縦覧を同5月9日から5月23日まで2週間行いましたが、公述申し出、意見書の提出ともありませんでした。

以上で第1号議案及び第2号議案の説明を終わらせて頂きます。

(議長)

ありがとうございました。それでは、本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様から伺いたいと思います。どうぞご審議をお計りの上、よろしくお願い致します。

いかがでしょうか。

(議長)

第2号議案の方は、車線の位置を変更すると北側に変更するというのは何mくらい移動するんですかね。

(事務局)

一番最大で、およそ25m程度です。

(議長)

特にご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、本案につきましてはご異議ないものと承りまして、原案どおり決定させていただきます。

ありがとうございました。

第3号議案 高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

次に、第3号議案「高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは引き続き説明させていただきます。その前に私建築住宅課次長、清水といいます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは3号議案「高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」をご説明させていただきます。

本案件は、許可権者の特定行政庁であります高崎市が本審議会に付議し、ご審議していただくものでございます。詳細な説明につきましては、高崎市の補助説明者からのご説明とさせていただきます。

産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築物が制限されてございますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できることとなっております。本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁であります高崎市が本審議会に付議し、ご審議いただくものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

A4の議案書の6ページをご覧ください。6ページは付議書の写しでございます。高崎市からの付議となっております。

続きまして7ページをご覧くださいと思います。名称につきましては高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域につきましては、指定なしでございます。申請者高崎市乗附町2823番地2、群馬環境開発株式会社、代表取締役平野一房、所在地高崎市乗附町字山ノ神2812-1、字大沢2747-12、敷地面積につきましては4,030.44㎡でございます。主な施設には産業廃棄物処理施設でございます。処理能力につきましては、廃プラスチック類破砕が1日あたり8.64トン、木くずの破砕につきましては1日あたり9.04トン、がれき類の破砕につきましては1日あたり32.24トンでございます。申請建物につきましては、申請床面積が1,158.41㎡、同じく合計床面積が1,158.41㎡となっております。

本施設は、処理能力が1日あたり5tを超える廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破砕施設でございます。建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、建築基準法第51条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものでございます。施設の概要につきましては、許可権者であります高崎市建築指導課高田課長からの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(高崎市)

高崎市建築指導課の高田といいます。よろしくお願いいたします。

第3号議案についての補助説明をさせていただきます。

申請者の群馬環境開発株式会社は、昭和48年の設立から産業廃棄物処理に携わり、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、埋立型の産業廃棄物最終処分場の許可を受け、現在まで営業を展開しております。近年、各種リサイクル法が施行され廃棄物の再資源化が求められるなか、廃プラスチック類、木くず、がれき類等のリサイクルを目的とした選別、破砕、圧縮減容を行う中間処理施設を計画するため今回許可申請されたものでございます。

また、中間処理施設を設置することで、既存事業と合わせ、収集運搬、中間処理、最終処分を一括して行うことができ、廃棄物の再資源化のみならず適正処理を推進することが可能となっております。なお、敷地は、市街化調整区域でございます。

次に、添付図面をご説明させていただきます。図 - 9 をご覧ください。申請地の位置を示しております。敷地は、高崎市の中心市街地から西北西へ約 4 キロ離れた位置にございます。近くには、だるまで有名な少林山達磨寺がございます。川を挟んだ北側に国道 18 号線がございます。

図 - 10 をご覧ください。申請地から 300 m 以内の状況を示しております。赤色で示したのが今回の申請地です。観音山丘陵と碓氷川に挟まれた地域で、近隣には小規模な集落があるほか、大きな建物はございません。敷地の東側は高崎市清掃管理事務所があり、南側は山林、西側は山林及び畑、北側は市道を挟んで民家 3 軒がございます。申請地から最も近い住宅といたしましては、黄色で示してある位置で、北側約 36 m のところに住宅がございます。

図 - 11 をご覧ください。こちらは、敷地の状況を示したものでございます。黄色で示したのが、今回申請の廃棄物処理施設で建築物に該当するものでございます。敷地の南側に作業所棟、北側に事務所棟を計画してございます。車両の出入りは、敷地北側の三角で示した 2 箇所、幅員 19 m の市道乗附鼻高線から行います。

図 - 12 をご覧ください。こちらは作業所棟の平面図で、機械の配置を示したものでございます。廃棄物の処理工程についてご説明いたします。なお、建築基準法第 51 条の許可対象となります廃プラスチック類、木くず、がれき類とも処理工程は同一でございます。まず、廃棄物は 4 トン車で図面左側の廃棄物搬入口から搬入され、手選別ヤードに降ろされ、油圧ショベルで性状別に粗選別されます。粗選別された廃棄物を、作業員がさらに手選別により選別いたします。大きさが 50 mm 以下の廃棄物は、破碎せずそのまま専用コンテナに入れ保管エリアへ移します。大きさが 50 mm より大きい廃棄物は、性状別に、はさみと呼ばれるアタッチメントをつけた油圧ショベルで図面右下の二軸剪断破碎機に投入し、破碎機で 50 mm 以下に破碎されます。50 mm 以下に破碎された廃棄物は、専用コンテナに入れて保管エリアへ移します。廃プラスチック類のうち、搬入された状態でそのまま有価物として出荷できるビニール袋などは、図面下の圧縮梱包機で圧縮梱包を行い、保管エリアへ移します。保管エリアへ移された廃棄物は出荷までこの場所で保管されます。建築系廃棄物に付着する泥などの残渣は残渣ヤードに移され、自社の最終処分場へ搬入し埋め立てをおこないます。

なお、本施設では建築基準法第 51 条の許可対象となる廃棄物ではございませんが、ゴムくず、金属くず、繊維くず、紙くず、ガラスくず及び陶磁器くずについても、同様に性状別に選別、破碎をいたします。また、石膏ボードについては、図面下の石膏ボード用二軸剪断破碎機で破碎をいたします。

図 - 13 をご覧ください。こちらは、先程ご説明いたしました廃棄物の処理工程をフロー図で示したものでございます。太線朱色の矢印で示したのが、許可対象となる廃プラスチック類、木くず、がれき類の流れとなります。破碎後の廃棄物について、廃プラスチック類は株式会社サニックス太田工場に発電所の燃料として出荷致します。木くず類は太平洋セメント株式会社埼玉工場にセメント工場の燃料として出荷を致します。がれき類のうち良質なものは、株式会社茂木組に建築材料として出荷を致します。それ以外のものは、自社の最終処分場の路盤材として使用いたしております。

図 - 14 をご覧ください。こちらが、廃棄物の破碎前、破碎後の写真でございます。上段が搬入時の写真で、破碎機で処理した後の写真が下段でございます。

図面の説明は、以上でございます。

続いて、補足説明をさせていただきます。

本計画施設は「群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」第 9 条第 1 項の規程

に基づく事前協議書を環境森林部に提出しており、大気汚染、騒音、振動、臭気等のおもに生活環境の保全上の見地から審査がされ、平成20年3月7日付けで設置許可の方向で事前協議が終了しております。

廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可申請につきましては、平成20年5月30日付けで申請書を提出しております。

近隣の同意につきましては、特に法令の定めはございませんが、今回の申請にあたり、計画敷地境界から50mの範囲にある民家1軒から同意を頂いております。また、近隣の民家8軒の住民に対して事前に事業計画等の説明を行っておりますが、近隣住民から反対や要望等は出ておりません。計画敷地の隣接土地についても、都市計画法の開発許可に伴う事前協議のなかで、隣接土地所有者4人から同意を頂いております。

排水につきましては、処理工程上、発生致しません。雨水排水につきましては、廃棄物の処理が建屋内で行われるため廃棄物と雨水との接触はありません。よって、水質が汚染されるようなおそれはなく、周辺環境に与える影響はないものと考えております。

また、粉じん、騒音及び振動につきましては、環境影響調査を行っております。騒音、振動につきましては、いずれも予測測定値は基準値以下となっております。粉じんにつきましては、環境基準は定められておりませんが、集塵機を設置する等の対策を取っており、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと予測ができております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

高崎市からの補助説明は以上でございます。

(事務局)

以上で、第3号議案の説明を終わらせて頂きます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

只今説明がございましたが、第3号議案につきまして、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。はい長谷川委員さん、どうぞ。

(長谷川委員)

あまり関係はないかもしれませんが、この処理施設の建物の構造的なことを参考までに教えてください。外壁とか。屋根材とか。

(高崎市)

建物の構造は鉄骨造でございます。そして外壁につきましては、地盤面から約3mほどでしょうか、鉄筋コンクリート造の壁ができておりまして、その上に同じくコンクリート製の厚さ100ミリのALC板といわれるコンクリート板でできております。屋根はですね、ルーフデッキで厚さ0.6ミリのガリバリウム鋼板で仕上げができております。以上でございます。

(長谷川委員)

ありがとうございました。

(議長)

他にいかがでしょうか。

どうぞ、折田委員。

(折田委員)

県警本部長の代理で参りました交通規制課長の林でございます。

交通安全面についてお尋ねしたいと思うんですけども、先程、騒音振動についてはしっかり取り組んでいるというお話がありました。私の方から質問をしたいのは、朝夕の交通渋滞緩和、学童の通学時間帯の安全確保、こういった面で、この道路を通行するのにあたり、搬入経路、また時間帯1日あたりの台数、出入り口の配慮、他の交通との事故防止などについて配慮をされているのかお聞かせ頂ければと思います。

(高崎市)

はい、お答えさせていただきます。

まず、この処理施設へのトラックの搬入経路でございますが、この道路は碓氷川に沿ってできている道路でございます。朝・夕は通勤帯の車輛が多く通過してございます。また、この近くには県立高崎高等学校がございまして、その生徒がこの道を利用して通学もしている、そのようなところでございます。

主なトラックの経路としましては、高崎の和田橋、17号から和田橋を通りまして、県道藤木高崎線、市道鼻高乗附線、または国道18号方面、高崎の西部方面からは国道18号を通りまして鼻高橋、市道鼻高乗附線の経路でトラックの通行が考えられます。

また、営業の時間帯による搬入時間帯でございますけども、4トン車で1日最大18台を予定しているというふうに聞いております。営業時間は朝の8時から17時となっております。搬入車輛は集中しないように搬入時間を指定して、搬入をしてもらいます。また、搬入車の半分は自社の車を予定しておりますので、搬入時間の調整は可能でございます。従いまして、朝・夕の交通の激しい時間帯このような時間は、自社による調整が可能でございますので、付近の交通渋滞を起こすようなことはないと考えております。以上でございます。

(折田委員)

ありがとうございました。また所轄の警察署とよく相談をしていただいて、今後とも気をつけて頂きたいと思います。

(議長)

私の通勤路なんですけど、隣りに高崎市の清掃工場があるんですよ。毎朝8時半から9時の間に多数の二十数台の清掃車が出ていくんですが、そこに職員が数人路面に立って、誘導しているんですね。だから、そういう誘導の仕方とか、その時間帯は出入りさせないとか、何か工夫をした方がいいかもしれませんね。

(高崎市)

はい、わかりました。只今の意見をですね、申請者の方にお伝え致しまして、考慮するように伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(議長)

他にご意見ございましょうか。

特に意見ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、異議なしの声がございましたので、本議案につきましてはご異議ないものと認めさせて頂いて、原案どおり決定させて頂きます。

第4号議案 新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

続きまして、第4号議案「新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

続きまして、第4号議案「新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」をご説明させていただきます。

本案件は許可権者の特定行政庁であります桐生市が、本審議会に付議しご審議いただくものでございます。詳細な説明につきましては、桐生市の補助説明者からのご説明とさせていただきます。産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、群馬県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できることとなっております。本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁であります桐生市が本審査会に付議しご審議していただくものでございます。それでは議案の概要を説明させていただきます。

議案書の8ページをご覧ください。付議書の写しでございます。桐生市からの付議書となっております。

続きまして、9ページをご覧くださいと思います。名称、新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途、地域指定なしでございます。申請者、勢多郡富士見村大字小暮2295番地13、株式会社テシマ、代表取締役手島武雄、所在地桐生市新里町高泉字下の沢205-1から同205-3、206-1から同206-2、207-1から同207-3、それから207-8、それから208-1から同208-2、それから208-6計12地でございます。敷地面積につきましては5,525.24㎡、主な施設につきましては産業廃棄物処理施設でございます。処理能力につきましては、廃プラスチック類の破砕が1日あたり23.66トン。申請建物につきましては、申請部分の床面積1,399.91㎡、それから申請以外の部分511.64㎡、合計建物の床面積1,911.55㎡となっております。

本施設は、処理能力が1日あたり5トンを超える廃プラスチック類破砕施設であり、建築基準法第51条のその他の処理施設に該当することから、建築基準法第51条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものでございます。施設の概要につきましては、許可権者であります桐生市建築指導課林課長からのご説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(桐生市)

桐生市建築指導課長の林と申します。

第4号議案についての補助説明をさせて頂きます。申請者の株式会社テシマは、昭和57年に設立され一般廃棄物、産業廃棄物処理業及び収集運搬業と解体業の操業を群馬県内で行っております。今回の申請地につきましては、すでに平成15年に建築基準法第51条による木くず破砕処理施設設置の許可をとり、現在操業いたしております。この施設では木くず類に含まれて搬入された廃プラスチックの焼却処理も併せて行っておりますが、本許可申請は、既設作業棟内に新たにプラスチック類破砕機を設置し、発電用燃料として廃プラスチックをリサイクル活用しようとするものです。それでは添付図面について説明さ

せていただきます。

図 - 15 をご覧下さい。下に新里北小学校があります。左の茶色に塗られたものが市道ですが、右上に向かっていくと県道上神梅大胡線に交差いたします。交差点手前の赤く塗られたところが今回の申請地であります。

申請地周辺の位置関係については、図 - 16 をご覧下さい。赤斜線が申請地となっております。搬入経路は橙色で、現在、県道上神梅大胡線を利用してありまして、本申請に係る経路についても全く同様に考えております。なお、現在当施設に搬入される経路でございますが、搬入車輛でございますが、4トン車で10台、搬出には10トン車で2台ほどが、現在行われております。これが、本許可後稼働する廃プラスチック類の破碎後、変更になりますのが、搬入に関しては1台増えまして、4トン車で11台。搬出には1台増えまして10トン車で3台分くらいが搬出予定となっております。ちなみに、県道にぶつかるまでの間に橋梁等はありません。なお、搬入の時間帯でございますが、朝の9時から17時まで。搬出につきましては午後になります、13時から16時という時間帯に行う予定であります。

青丸については申請地を中心とする半径300mラインです。直近の住宅は左上70mの位置にあります。黄色で示してあります。周辺の工場等は緑色で表してあります。

では申請敷地の状況について説明させていただきます。図 - 17 をご覧下さい。左の市道になりますが、先の図 - 15 で説明いたしましたこの部分になります。この道路から、先ほど説明しました新里北小学校の市道から県道に交差する先程再度見ていただいた道になりますが、この6mの市道から当施設に入ることになります。赤線内が当施設を表しています。

左上の表につきましては、敷地内の建物の概要を整理したものです、この黄色で表したものが申請建物です。この建物を含め全ての施設は平成15年に受けた許可後建設し、現在も操業中のものです。本申請の破碎機はこの申請建物内に設置する予定です。青く塗られた部分ですが、申請建物以外の既設建物を表しています。橙色の点線内は焼却エリアを表しています。

図 - 18 をご覧下さい。申請建物内の説明をいたします。青の点線内は既設木くず破碎ラインです。右下の赤の点線内が今回新設予定の廃プラスチック破碎機の設置エリアです。では、この建物の中で行われる作業の流れを簡単に説明させていただきます。

建物へは先に説明いたしました搬入出経路から、廃棄物運搬車により左の入口から搬入されますが、選別が必要な廃棄物の動線については赤の一点鎖線で、選別が不要な廃プラスチック類については実線で表してあります。

選別が必要なものは選別作業場所に一旦降ろし、手選別にて選別を行い、再利用を図る廃プラスチック類は、選別によるリサイクル用廃プラスチック類保管場所に蓄積いたします。選別不要なものについては別のリサイクル用廃プラスチック類保管場所に蓄積いたします。以上により蓄積したリサイクル用廃プラスチック類は順次破碎機にかけられの保管場所にて蓄積され順次再利用先へ搬出いたします。

破碎処理工程についてももう少し詳しく説明させていただきます。図 - 19 をご覧下さい。赤点線内が施設内の作業となります。左の、施設入口から搬入いたしますが、これには、上の混合廃棄物と下の廃プラスチック類のみの廃棄物の二種類が入ってきます。混合廃棄物についてはで選別した後、の処理前保管コンテナに蓄積されます。廃プラスチック類のみのものについては、直接の処理前保管コンテナに蓄積されますが、図 - 18 でも説明いたしました別のコンテナになります。以上二箇所のコンテナに蓄積された廃プラスチック類は、順次の破碎機にかけられの処理後保管コンテナに蓄積され、発電燃料としてのリサイクル先のセメント工場へ搬出し売却いたします。

次に、破碎工程前後の状況について説明させていただきます。図 - 20 をご覧下さい。廃プラスチック類の処理状況写真が3枚あります。左の写真は選別不要のものです。この

ような状況で搬入されます。中の写真が破砕機にかけられている状況写真です。右の写真が破砕後の廃プラスチックの状況写真です。発電用とするには廃プラスチックの大きさを30mm以下にする必要があるため、この破砕工程が必要となります。図面の説明は以上です。

続いて補足説明をさせていただきます。本件は、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第9条第1項の規程に基づく事前協議書を群馬県の環境部局に提出しており、大気汚染、騒音、振動、臭気等、主に生活環境の保全上の見地から審査され、平成19年11月22日付けで設置許可の事前協議が終了しております。

この生活環境の保全についてですが、排水については処理工程上発生いたしません。また、粉じんについては、建物内作業となることから外部へは飛散いたしません。また、騒音や振動については、すでに設置済みの木くず破砕機の騒音振動対策により、規制値以下となることが予測できます。臭気については、プラスチックの破砕から悪臭の発生するおそれは無いと予測いたします。なお、審査に際し、現地調査を関係各機関合同で平成19年6月8日に行い、それぞれへ意見を求めたところ、搬入出経路での交通安全、周辺への環境配慮、建物内作業とすることなどが挙げられましたが、最初に説明いたしました搬入出経路を県道側とし、交通安全を徹底することや操業時間の厳守、現作業棟での操業、また、搬入出車両台数については、廃プラスチックの受入及び選別後の廃棄物搬出用として新たに4t車1台を増すため、破砕後の製品を搬出する車両1台分と合せ計2台増えることとなりますが、現在廃プラスチック類について焼却処分しているものを、新たに設ける破砕機にかけて再利用を図ることから、焼却灰が減少することも併せ、周辺への影響や環境に与える影響も少ないものと判断したため、本審議会に付議したものでございます。

桐生市からの補助説明は以上でございます。

(事務局)

以上で第4号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(議長)

はい、それでは本案に係るご意見ご質問を委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、久保田委員どうぞ。

(久保田委員)

小学校が近くにありますが、通学路という観点でいかがでしょうか。

(桐生市)

申し訳ありません。最初に申し上げました既設の施設ということでありまして、搬入経路が同じだということから、搬入経路についての詳しい調査は行っておりませんでしたので、ここではお答えできないのですが。

(久保田委員)

トラックの稼働としては増える可能性があるわけですね。

(桐生市)

はい、最初に説明させて頂きました、現在搬入に関しては4トン車で10台、それが1台増えて11台くらいになるかという予想、計画でございます。搬出につきましても10トン車1台分増えまして、現在2台搬出しているものが3台分くらいになるかと思

います。影響とすると、搬入出に関して1台分ずつになりますので、それほどの影響はないと考えております。

(議長)

搬入出の時間の自粛とか規制とか、どうなっていますか。

(桐生市)

まず自粛の話ですが、現在までも操業されて何年か経っておりますが、特に学校からも周辺の住民からも苦情等が寄せられたということはありません。それと、今までやっていた時間帯を変えるものではありませんので、先程ちょっと最後のほうで説明させていただきました搬入については、操業時間が8時から17時までですが、1時間準備がありますので、9時から17時までが搬入受け入れになります。搬出については、午前中からではなくてですね、午後の1時から4時までの間を搬出の時間帯としていますので、これも特に改めて今回変更するとかということではありませんので、今既設の時間帯と作業の時間に合わせてもらっていただくということでございます。

(議長)

久保田委員さん、何かありませんか。

(久保田委員)

では従来どおりということですね。

(議長)

そのようですね。もうちょっと工夫した方がよいのでは。

(久保田委員)

生徒数がそんなにいませんけど…。

(議長)

そういう発言があったということでご理解ください。

(桐生市)

はい。

(議長)

他にございましょうか。はい、長谷川さん。

(長谷川委員)

先程と同じようなことなんですけれども、構造についてお聞きしたいのですが。

(桐生市)

先程説明させていただきました、木くずの破砕機の設置許可の平成15年の許可の時ですね、申請を致しまして建設いたしましたものですね、壁はコンクリートと工場生産するPC板というものなんですけど、それで構成されています。その時の振動・騒音と対応ということですね、コンクリートの部分については…。

(議長)

構造のところだけ説明してもらえばいいです。

(桐生市)

はい、コンクリートとそのPC板とそれで壁は構成しています。屋根はですね、フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板0.8mm、これを折板といいますか曲げた構造のもので葺かれております。以上です。

(原田委員)

この廃棄物処理施設からは水がでないのですか

(桐生市)

はい、プラスチックの破碎に際しては、水は使いません。ただ、粉塵が発生する場合も考えられますので、噴霧による霧による防止策は考えておりますが、特に水を汚濁するというものではありません。

(原田委員)

ということは、排水処理はしなくてもよい。

(桐生市)

はい、雨水は水路に放流しますが、内で使われる、その噴霧に使ったものは、内で処理されます。

(議長)

よろしゅうございますか。水は発生しないと言うことで。
特にご意見がなければ、これでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、本案につきましては原案どおり決定とさせていただきます。
ありがとうございました。

第5号議案 館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

次に、第5号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

続きまして、第5号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」ご説明をさせていただきます。

本案件は、許可権者の特定行政庁である館林市が本審議会に付議し、ご審議頂くものでございます。詳細の説明につきましては、館林の補助説明者からのご説明とさせていただきます。

産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り、建築できることとなっております。本案件はこの規定に基づいて、許

可申請なされたもので、許可権者の特定行政庁であります館林市が、本審議会に付議してご審議していただくものでございます。それでは議案の概要を説明させていただきます。

議案書の10ページをご覧頂きたいと思います。付議書の写しでございます。館林市からの付議となっております。

続きまして11ページをご覧頂きたいと思います。名称、館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域、指定なしでございます。申請者、館林市上三林町乙1592番1、新栄造園株式会社、代表取締役、石川公吉、所在地、館林市上三林町新田西1588、1589-2、1592-4、計3地でございます。敷地面積2,963.35㎡、主な施設、産業廃棄物処理施設、処理能力、木くず破砕、1日あたり103.04トン、建物の申請部分の床面積1,368㎡、申請部分以外の床面積19.87㎡、合計床面積1,387.87㎡となっております。本施設は、処理能力が1日当たり5トンを超える木くず類の破砕施設であり、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、建築基準法第51条ただし書きの許可の申請の手続きを行おうとするものであります。施設の概要につきましては、許可権者であります館林市建築課、森課長からの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(館林市)

館林市建築課の森と申します。どうぞよろしくお願い致します。

第5号議案について補助説明をさせていただきます。申請者の株式会社新栄造園は、昭和46年に設立され、現在、館林市上三林町で造園業を中心に、一般廃棄物の処理及び収集運搬業を行なっている会社でございます。現在、本申請地において、屋外で一般廃棄物の処理を行っておりますが、本申請では、産業廃棄物および一般廃棄物の処理を一の建物内で行いたいとする計画でございます。

その計画施設を建築するにあたりまして、1日あたりの処理能力が5トンを超える産業廃棄物の木くず破砕処理を行なう施設は、都市計画審議会の議を経て、また、1日あたりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物の木くず破砕処理を行なう施設は、市町村の都市計画審議会の議を経て、特定行政庁が許可した場合に限り、建築できることとなっております。従いまして、一般廃棄物の木くず破砕処理を行なうことにつきましては、館林市都市計画審議会に付議をいたしまして、本年6月3日原案のとおり議決を頂いております。

それでは、添付図面のご説明をさせていただきます。スクリーン又は図-21をご覧頂きたいと思います。申請地の位置を示しております。申請地は赤色で示された場所でございます。館林市の中心部から南西へ約5キロメートル離れた上三林町に位置をしております。

次に、スクリーン又は図-22をご覧頂きたいと思います。申請地から半径300m以内の状況を示しております。図の上が北になります。赤色で示しましたものが、申請地でございます。青色で示しましたものが工場や資材置き場、美容室や社寺などでございます。黄色で示したものが、住宅でございます。申請地から最も近い住宅で10メートルのところでございます。なお後ほど説明いたしますが、住宅に近接していることから、生活環境に配慮した計画としております。申請地の周辺は、コンクリート工場、建設会社の資材置き場、農用地などとして利用されているところでございます。

産業廃棄物の搬入搬出につきまして、ご説明をさせていただきます。まず搬入搬出路につきましては、オレンジ色で示しました県道矢島大泉線からオレンジ色の破線で示しました新堀川の曲橋を渡りまして市道6374号線を通り市道6344号線の黒い三角で示しました所より出入りするものでございます。搬入搬出の時間でございますが、通学の時間帯を考慮いたしまして、搬入につきましては午前9時から午後5時まで、搬出につきましては午後1時から午後4時までとしております。なお、県道までの一般車両優先とし、歩行者がいる場合は徐行運転するように計画しております。

搬入搬出の予定車輛でございますが、搬入につきましては4トン車を1日あたり10台、2トン車を1日あたり5台、搬出につきましては10トン車を1日あたり5台と計画しております。

次に、スクリーン又は図-23をご覧くださいと思います。こちらは、敷地内における建物の配置と施設概要を示したものでございます。図の右が北でございます。黄色で示しましたものが、申請建物で木くず破砕処理を行なう作業場所と保管場所でございます。緑色で示しましたものが、緑地帯でございます。赤色で示しましたものが、管理事務所でございます。図の上部には、雨水の宅地内処理をすることから雨水浸透施設を設けてございます。

次に、スクリーン又は図-24をご覧くださいと思います。こちらは施設内の産業廃棄物の流れを示したものでございます。青色の破線が産業廃棄物の処理前の経路を、そして赤色の破線は処理後の経路を示したものでございます。他に産業廃棄物の処理前と処理後の保管場所を示したものでございます。赤丸のは木くずの重さを量る計量器、赤丸のは破砕機の設置位置を示したものでございます。

次に、スクリーン又は図-25をご覧くださいと思います。こちらは、産業廃棄物処理工程図でございます。解体工事等から排出されます木材などが搬入され、計量後、処理前の保管所に一時保管された後、右上の写真で示しました破砕機に投入されます。この破砕機は、現在、屋外で使用されているものですが、同様のものを屋内で使用するものでございます。破砕機に投入後、木材などは細かくチップ化され、一時保管された後、搬出されます。搬出先につきましては、福島県の白河市にございます株式会社白河ウッドパワーというところでございます。

次に、スクリーン又は図-26をご覧くださいと思います。こちらが、木材などの破砕処理前と処理後の写真でございます。破砕処理された製品は、発電会社に燃料として売却されるものでございます。以上が図面の説明でございます。

引き続きまして、補足説明をさせていただきます。本計画施設は、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第9条第1項の規定に基づき、事前協議書を群馬県の環境部局に提出してありまして、大気汚染、騒音、振動、臭気等、主に生活環境の保全の見地から審査されておりまして、平成19年11月22日付けで設置許可の事前協議が終了しております。その後、産業廃棄物処理施設設置許可証が、平成20年1月21日付群馬県第306号で交付されております。

周辺的生活環境についてのご説明をさせていただきます。騒音につきましては、破砕機の稼働による騒音が予測されることから、建物の遮音性能を高める為、床から3メートルのところまではコンクリートブロック積み、15センチの物を積み、それから上部につきましては金属製の外壁で覆っております。屋根部分につきましては、同じく金属製のもので葺くように計画しております。

次に破砕機のアイドリングストップの徹底等により不必要な騒音の発生をさせないなど、さらに敷地の境界に沿って高さ2～3m遮音壁を設けるなど騒音の抑制を図っております。振動につきましては、床をコンクリートとすることから規定値以下となり、周辺の住民に及ぼす影響はないものと考えております。粉じんにつきましては、屋内に破砕機を設置するため、周辺に飛散する恐れはないと考えられます。排水につきましては、処理工程上発生をいたしません。臭気につきましても、同じく処理工程上、木くずからの悪臭の発生する恐れはないと考えられます。雨水対策につきましては、先程図-23でご説明を致しましたが、宅地内処理を計画しており、緑地帯及びアスファルト舗装部分で地下浸透させますが、浸透しきれないものにつきましては雨水浸透施設へ集められ、処理される計画としております。

最後となりますが、近隣住民の同意状況につきましては、事業計画の説明を行い、申請地敷地周辺50m範囲内の土地所有者や建物所有者の全員の同意書、そして50mから1

00m以内の範囲の土地所有者も同じく同意確認をいただいております。さらには、300m以内の範囲内の行政区の区長に、また、この区域が館林以外にまたがることから、他の行政にも事業計画の説明を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その施設位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。以上が館林市からの補足説明でございます。

(事務局)

以上で、第5号議案の説明を終わらせて頂きます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、後藤委員さん。

(後藤委員)

他の2つの計画と違って、選別をする場所がないのは、木くずだけの破碎をすることから選別する場所は不要だという計画ですか。

(館林市)

はい、そうでございます。

(後藤委員)

解体現場などから排出される木廃材ということで、ちゃんと分別して、きれいに解体しているケースは心配ないと思うのですが、現状として建設リサイクル法が進んでいるとはいえ、分別されていないものが持ち込まれるケースはないと考えているのですか。

(館林市)

はい、そのように考えております。で、例えば今言われていますような別の物含まれる場合、当然それはお断りすると。ですから管理事務所が入り口のところにあるというようなことになります。

(後藤委員)

それは監視するということですか。見張っているしかないということですか。

(館林市)

そういうことです。はい。

(議長)

監視は会社任せですか。行政的にはないのですか。

(館林市)

行政的にはありません。

(後藤委員)

業者が適切にしないで、廃プラ的なものが入られるというようなことがあれば、それ

はそれで役所で指導するということでよいのか。

(館林市)

そういうことです。はい。

(原田委員)

申請場所が市街化調整区域ということですが、開発許可のほうは済んだのですか。

(館林市)

はい、これからでございます。

(議長)

他にご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、異議なしの声がございましたので、本案につきましてはご異議ないものと認めさせて頂いて、原案どおり決定させて頂きます。

ありがとうございました。

(議長)

以上で本日の議案の審議は終了しました。委員の皆様にはご熱心な審議を頂きましてありがとうございました。

次回の第147回の審議会の開催日は会長に一任して頂き、後日日程を通知させて頂きますので、ご了承よろしくお願い申し上げたいと思います。

これをもちまして閉会とさせて頂きます。ありがとうございました。

(閉会 15 : 10)